

那 霸 市 公 報

第 1 6 0 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 規 則 ◇

- 那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則 (国民健康保険課)
..... 735
- 那覇市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則 (地域保健課) 738
- 那覇市事務分掌規則及び那覇市庁舎管理規則の一部を改正する規則 (管財課)
..... 744

◇ 告 示 ◇

- 個人情報業務届出書の公表について (総務課) 747
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課) 750
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) 750
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく介護機関の指定について (保護管理課) 751
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について (保護管理課)
..... 752
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の変更について (保護管理課)
..... 753
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の指定について
(保護管理課) 754
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援

に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の廃止について (保護管理課)	755
---	-----

◇ 公 告 ◇

○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の決定について (区画整理課)	756
○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しの長期縦覧について (区画整理課)	757
○住民票の職権消除の公示について (市民課)	757

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について	758
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	759

◇ 教育委員会規則 ◇

○那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則	760
---	-----

◇ 教育委員会告示 ◇

○那覇市指定文化財の一部解除について	764
--------------------------	-----

規 則

那霸市規則第68号

平成25年 7 月 24 日

那霸市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険税条例施行規則(昭和47年那覇市規則第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険税の減免)</p> <p>第3条 条例第22条第1項の規定による保険税の減免は、次に定めるところにより必要と認める者に対して行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第22条第1項第2号ア及びイのいずれにも該当する被保険者(以下「旧被扶養者」という。)である場合 次のアからウまでに掲げる額の合計額を減免する。</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 旧被扶養者のみで構成される世帯(条例第4条第3号の特定世帯若しくは<u>特定継続世帯</u>又は条例第21条第1号若しくは第2号に該当する世帯を除く。)に係る世帯別平等割額(条例第21条各号の規定により世帯別平等割額が減額されているときは、減額前の額とする。)に、次の世帯の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額</p> <p>[表 別記]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(保険税の減免)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 旧被扶養者のみで構成される世帯(条例第4条第3号の特定世帯又は条例第21条第1号若しくは第2号に該当する世帯を除く。)に係る世帯別平等割額(条例第21条各号の規定により世帯別平等割額が減額されているときは、減額前の額とする。)に、次の世帯の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額</p> <p>[表 別記]</p> <p>(3) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

[第3条第2号ウの表]

世帯の区分	減免の割合
条例第21条各号のいずれにも該当しない世帯	[略]
条例第21条第3号に該当する世帯	[略]

[改正後 別記]

[第3条第2号ウの表]

世帯の区分	減免の割合
条例第21条各号のいずれにも該当しない世帯(特定継続世帯を除く。)	[略]
条例第21条第3号に該当する世帯(特定継続世帯を除く。)	[略]
条例第21条各号のいずれにも該当しない世帯(特定継続世帯に限る。)	10分の2.5
条例第21条第3号に該当する世帯(特定継続世帯に限る。)	10分の1

那霸市規則第69号

平成25年 7 月 24 日

那霸市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保健センター条例施行規則(平成4年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(開館時間)</p> <p>第2条 <u>那覇市保健センター</u>(以下「保健センター」という。)の開館時間は、<u>午前8時30分から午後5時まで</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用許可の申請及び許可)</p> <p>第5条 条例第5条の規定により保健センターの使用許可を受けようとするものは、<u>那覇市保健センター使用許可申請書</u>(第1号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その適否を審査し、許可を適当と認めるときは、<u>那覇市保健センター使用許可書</u>(第2号様式)を交付するものとする。</p> <p>[第1号様式 別記] [第2号様式 別記]</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第2条 <u>保健センター</u>の開館時間は、<u>午前8時30分から午後5時15分まで</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用許可の申請及び許可)</p> <p>第5条 条例第5条の規定により保健センターの使用許可を受けようとするものは、<u>保健センター使用許可申請書</u>(第1号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その適否を審査し、許可を適当と認めるときは、<u>保健センター使用許可書</u>(第2号様式)を交付するものとする。</p> <p>[第1号様式 別記] [第2号様式 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。この場合において、第1号様式及び第2号様式中下線が引かれた部分については、下線がないものとみなす。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式によりなされた申請及び許可は、この規則による改正後の様式による申請及び許可とみなす。

[改正前 別記]

第1号様式(第5条関係)

<p><u>那覇市保健センター使用許可申請書</u></p> <p>那覇市長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 _____</p> <p>那覇市保健センターを使用したいので、次のとおり申請します。</p>						
使用 者 (団体)	住 所					
	氏 名		電 話			
使用 する 部屋		使用 する 日時	月 日 時から 月 日 時まで	使用 する 人員	人	
使用 目的						
備 考						受付 印

[改正後 別記]

第1号様式(第5条関係)

<p><u>保健センター使用許可申請書</u></p>					
<p>那覇市長 宛</p>					
<p>申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>					
<p>申請者 _____</p>					
<p>保健センター(那覇市保健センター・那覇市北保健センター)を使用したいので、次のとおり申請します。</p>					
使用 者 (団体)	住 所				
	氏 名		電 話		
使用 する 部 屋 等	1. 多目的ホール 2. 学習室 3. 調理室 4. プレイルーム 5. 会議室 6. リハビリ室 7. 相談室 8. ふれあいサロン 9. 駐車場(台)				
使用 する 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	使用 する 人 員	人		
使用 目 的					
備 考				受 付 印	

[改正前 別記]

第2号様式(第5条関係)

<p><u>那覇市保健センター使用許可書</u></p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">那 覇 市 長</p> <p>那覇市保健センターの使用について、次のとおり許可します。</p>						
使用者 (団体)	住 所					
	氏 名		電 話			
使用 する 部屋		使用 する 日時	月 日 時から 月 日 時まで	使用 する 人員	人	
使用 目的						
使用 条件						
備 考						

[改正後 別記]

第2号様式(第5条関係)

<p style="margin: 0;"><u>保健センター使用許可書</u></p> <p style="margin: 0; text-align: right;">第 号</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">様</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">那 覇 市 長</p> <p style="margin: 0;">保健センター(那覇市保健センター・那覇市北保健センター)の使用について、次のとおり許可します。</p>					
使用者 (団体)	住 所				
	氏 名		電 話		
使用する 部屋 等	<p style="margin: 0;">1. 多目的ホール 2. 学習室 3. 調理室 4. プレイルーム 5. 会議室</p> <p style="margin: 0;">6. リハビリ室 7. 相談室 8. ふれあいサロン 9. 駐車場(台)</p>				
使用する 日時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	使用する 人員	人	
使用 目的					
使用 条件					
備 考	<p style="margin: 0;">1 事故及びケガには十分注意してください。</p> <p style="margin: 0;">2 使用中に発生した人的・物的事故については、使用者の責任において処理してください。</p> <p style="margin: 0;">3 お子様の安全管理は保護者の責任の下で、十分気をつけるようお願いします。</p>				

那霸市規則第70号

平成25年 7 月29日

那霸市事務分掌規則及び那霸市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市事務分掌規則及び那覇市庁舎管理規則の一部を改正する規則

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第1条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(総務部における課の分掌事務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 本庁舎、<u>新都心銘苺庁舎</u>及び真和志庁舎の管理に関すること。</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>(市民文化部における課の分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 まちづくり協働推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(総務部における課の分掌事務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 本庁舎及び真和志庁舎の管理に関すること。</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>(市民文化部における課の分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 新都心銘苺庁舎の管理に関すること。</u></p> <p>3～5 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

(那覇市庁舎管理規則の一部改正)

第2条 那覇市庁舎管理規則(昭和50年那覇市規則第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
<p>備考</p> <p>1 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p> <p>2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p>	

[改正前 別記]

別表(第3条関係)

区分	庁舎管理者
本庁舎	総務部長
新都心銘苺庁舎	
真和志庁舎	
[略]	市民文化部長
小禄支所庁舎	
[略]	

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

区分	庁舎管理者
本庁舎	総務部長
真和志庁舎	
[略]	
小禄支所庁舎	市民文化部長
新都心銘苺庁舎	
[略]	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那霸市告示第 128 号
平成 25 年 7 月 10 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 翁 長 雄 志



第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成25年 7月 3日

那覇市長 様

実施機関 那覇市教育委員会
教育長 城間 幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	教育相談課 電話 832-7868			
個人情報管理責任者	教育相談課長					
業 務 の 名 称	前島小学校・久茂地小学校スクールカウンセラー配置事業					
業 務 の 目 的	前島小と久茂地小の統合にかかる児童の心のケアや問題行動の未然防止、早期発見、早期解決を図ることを目的とする。					
個人情報の対象者	児童生徒 保護者					
業務の開始年月日	<input type="checkbox"/> 継 続 / <input checked="" type="checkbox"/> 新 規 (平成25年 7月 2日)					
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏 名 <input checked="" type="checkbox"/> 住 所 <input checked="" type="checkbox"/> 性 別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国 籍 <input type="checkbox"/> 本 籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続 柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 思 想 <input type="checkbox"/> 宗 教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input checked="" type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯 歴 等 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 職 業 <input type="checkbox"/> 地 位 <input checked="" type="checkbox"/> 学 歴 <input type="checkbox"/> 資 格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞 罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 収 入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 容 姿 <input checked="" type="checkbox"/> 病 歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障害程度 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 / <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(法令・公知性・緊急性・ <u>審議会</u>) ※個人情報第8条第2項2号類型事項3					
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) / <input checked="" type="checkbox"/> 随時					
個人情報の告知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> 口頭 <input checked="" type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 申請等 <input type="checkbox"/> その他					
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他					
備 考						

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 142 号
平成 25 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
	所 在 地	
つばさ薬局	株式会社 T・S・Nコミュニケーション	平成 25 年 6 月 1 日
	那覇市寄宮一丁目 35 番 11 号	
宝口薬局	株式会社 筑後	平成 25 年 7 月 4 日
	那覇市松島二丁目 1 番 15 号	

那覇市告示第 143 号
平成 25 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	廃止年月日
所 在 地	
つばさ薬局 那覇市寄宮一丁目 35 番 11 号	平成 25 年 6 月 1 日
首里薬局 那覇市首里大中町一丁目 5 番 28 号	平成 25 年 7 月 1 日

那覇市告示第 144 号

平成 25 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	所 在 地	指定年月日
開 設 者	サービスの種類	
デイサービスセンター楽一	那覇市壺川一丁目 5 番地 2 宮里マンション 2-A	平成 25 年 6 月 1 日
有限会社 楽龍オキナワ	通所介護 介護予防通所介護	
メディカルプラザ大道中央	那覇市字大道 123 番地	平成 25 年 6 月 20 日
医療法人 陽心会	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	
J A デイサービスしんわ	那覇市寄宮三丁目 10 番 1 号 真和志支店 2 階	平成 25 年 6 月 25 日
沖縄県農業協同組合	通所介護 介護予防通所介護	
訪問介護みらい	那覇市字国場 335 番地 3	平成 25 年 7 月 1 日
有限会社 ライフ케어	訪問介護 介護予防訪問介護	
ヘルパーステーション 琉球の街	那覇市長田一丁目 13 番 50 号 安里荘 101 号室	平成 25 年 7 月 1 日
株式会社 琉球の街	訪問介護	

那覇市告示第 145 号

平成 25 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	指 定 年 月 日
	施 術 所 所 在 地	
又 吉 駿	まるみや整骨院	平成 25 年 6 月 25 日
	那覇市古島二丁目 26 番 15 号 津嘉山ビル 1 階	
新 垣 大 地	おなが那覇整骨院	平成 25 年 7 月 2 日
	那覇市字仲井真 379 番地 1 レジデンス新垣 110	
真 栄 城 元 寛	中国鍼灸整骨院	平成 25 年 7 月 2 日
	那覇市寄宮一丁目 12 番 6 号	

那覇市告示第 146 号

平成 25 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

変更事項	名 称 変 更 後 (変 更 前)	変更年月日
所在地	げんき整骨院 那覇市字真嘉比 233 番地 15 1 階 (那覇市おもろまち四丁目 9 番 5 号 1 階)	平成 25 年 6 月 25 日

那覇市告示第 147 号

平成 25 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	指 定 年 月 日
	施 術 所 所 在 地	
山城 祐	レイス治療院 那覇 那覇市繁多川三丁目 14 番 2 号	平成 25 年 6 月 25 日

那覇市告示第 148 号

平成 25 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり廃止届があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
伊 藝 学	ふく木堂マッサージ院	平成 25 年 4 月 1 日
	那覇市宇栄原一丁目 6 番 6 号	

公 告

那覇市公告第 125 号

平成 25 年 7 月 4 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の決定について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第二土地区画整理事業

2 施 行 者 の 名 称 那覇市

3 施 行 地 区

那覇市	字真嘉比	真嘉比原	翠原		の全部
		前原	西原	後原	
	字古島	真嘉比川原	東原		の一部
	字松川	与那覇堂原	今帰仁原	後原	
字大道	上大道原	下大道原			

4 事 業 施 行 期 間 昭和 63 年 12 月 12 日から平成 28 年 3 月 31 日
まで

5 事 務 所 の 所 在 地 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市 都市計画部 区画整理課

6 事業計画の決定年月日 昭和 63 年 12 月 12 日

7 事業計画の変更の年月日 平成 25 年 7 月 4 日

那覇市公告第 126 号
平成 25 年 7 月 4 日
掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しの長期縦覧について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法第 55 条第 13 項において準用する同条第 10 項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行規則第 4 条の 5 の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所 都市計画部 区画整理課内

那覇市公告第 155 号
平成 25 年 7 月 22 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第 8 号

平成 25 年 7 月 8 日

掲 示 済

那霸市排水設備指定工事店の異動について

那霸市下水道条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

指定(登録)番号	第 133 号
指定工事店名	尚平工業 株式会社
営業所所在地	那霸市具志三丁目 17 番地 7
代表者名	平良 明子
指定の有効期間	自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 25 年 5 月 29 日
異動事由	代表者の変更
指定(登録)番号	第 233 号
指定工事店名	有限会社 共和設備
営業所所在地	宜野湾市新城二丁目 1 番 15 号 202 号
代表者名	山城 紹信
指定の有効期間	自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 25 年 6 月 7 日
異動事由	営業所所在地の変更
指定(登録)番号	第 188 号
指定工事店名	知念設備
営業所所在地	那霸市鏡原町 8 番 1 号
代表者名	知念 喜達
指定の有効期間	自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 25 年 6 月 10 日
異動事由	営業所所在地の変更

指定(登録)番号 第 201 号
指定工事店名 那覇市管工事協同組合
営業所所在地 那覇市西3丁目4番5号
代表者名 仲田 一郎
指定の有効期間 自 平成23年4月1日
至 平成28年3月31日
異動年月日 平成25年6月26日
異動事由 代表者の変更

那覇市上下水道局告示第9号

平成25年7月8日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

新 規 指 定

指定(登録)番号 第 461 号
指定工事店名 有限会社 久松設備工業
営業所所在地 浦添市内間1丁目8番14号
代表者名 川上 政行
有効期間 自 平成25年6月26日
至 平成30年3月31日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 11 号

平成 25 年 7 月 22 日

公 布 済

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 城 間 勝

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第2 別記]	[別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成25年8月5日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
松島小学校	首里末吉町1丁目4番地～203番地 首里末吉町2丁目～4丁目(全部。ただし3丁目39番地～47番地、59番地は銘苺小学校) 字古島219番地、229番地、234番地～237番地、239番地～245番地、263番地～266番地、268番地～270番地、332番地～343番地、345番地～387番地、389番地、391番地～401番地、 <u>450番地～454番地、456番地～542番地</u> 古島1丁目～2丁目(全部) 真嘉比3丁目1番地～5番地 字松川459番地、469番地～479番地、486番地～490番地、494番地～531番地、600番地～602番地 松島1丁目1番地～3番地 松島2丁目1番地～6番地
[略]	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
松島小学校	首里末吉町1丁目4番地～203番地 首里末吉町2丁目～4丁目(全部。ただし3丁目39番地～47番地、59番地は銘苺小学校) 字古島219番地、229番地、234番地～237番地、239番地～245番地、263番地～266番地、268番地～270番地、332番地～343番地、345番地～387番地、389番地、391番地～401番地、 <u>472番地～542番地</u> 古島1丁目～2丁目(全部) 真嘉比3丁目1番地～5番地 字松川459番地、469番地～479番地、486番地～490番地、494番地～531番地、600番地～602番地 松島1丁目1番地～3番地 松島2丁目1番地～6番地、 <u>松島2丁目7番～11番</u>
[略]	

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第3条関係)

中学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
松島中学校	首里末吉町1丁目4番地～203番地 首里末吉町2丁目～4丁目(全部) 字古島1番地～15番地、17番地～20番地、25番地～26番地、28番地～29番地、33番地～34番地、219番地、229番地、234番地～237番地、239番地～245番地、263番地～270番地、273番地～387番地、389番地、391番地～401番地、 <u>450番地～454番地、456番地～542番地</u> 古島1丁目～2丁目(全部) 字真嘉比1番地～279番地、316番地、325番地～331番地、337番地～369番地 真嘉比2丁目1番地～2番地 真嘉比3丁目1番地～5番地 字松川302番地、318番地～320番地、328番地～436番地、452番地～454番地、459番地～479番地、486番地～531番地、600番地～602番地 松島1丁目1番地～3番地 松島2丁目1番地～6番地 銘苺1丁目(全部) おもろまち4丁目(全部)
[略]	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第3条関係)

中学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
松島中学校	首里末吉町1丁目4番地～203番地 首里末吉町2丁目～4丁目(全部) 字古島1番地～15番地、17番地～20番地、25番地～26番地、28番地～29番地、33番地～34番地、219番地、229番地、234番地～237番地、239番地～245番地、263番地～270番地、273番地～387番地、389番地、391番地～401番地、 <u>472番地～542番地</u> 古島1丁目～2丁目(全部) 字真嘉比1番地～279番地、316番地、325番地～331番地、337番地～369番地 真嘉比2丁目1番地～2番地 真嘉比3丁目1番地～5番地 字松川302番地、318番地～320番地、328番地～436番地、452番地～454番地、459番地～479番地、486番地～531番地、600番地～602番地 松島1丁目1番地～3番地 松島2丁目1番地～6番地、 <u>松島2丁目7番～11番</u> 銘苅1丁目(全部) おもろまち4丁目(全部)
[略]	

備考 [略]

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第 2 号

平 成 2 5 年 7 月 8 日

掲 示 済

那覇市指定文化財の一部解除について

那覇市文化財保護条例（昭和 48 年条例第 24 号）第 32 条第 1 項の規定により、
那覇市指定文化財の一部を次のとおり解除する。

那覇市教育委員会
委員長 城 間 勝

- 1 種 目：史跡
- 2 指定名称：「宝口樋川」
- 3 地 番：那覇市首里儀保町 4 丁目 80 番
- 4 地 積：指定用地 523 m²のうち 52 m²を指定解除
- 5 所 有 者：那覇市